

持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業)に係る公募要領

1 総則

令和6年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援（需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業）に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりです。

なお、本公募は、令和6年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。事業実施にあつては、本予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（以下「交付等要綱」といいます。）、持続的生産強化対策事業実施要領（以下「事業実施要領」といいます。）等により実施してください。

2 公募対象補助事業等

公募の対象とする戦略作物生産拡大支援事業は、次に掲げる事業とします。

- ・ 需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業

3 事業実施主体、事業要件、補助率、取組内容等

公募対象事業の事業実施主体、事業要件、補助率、取組内容等については、以下の資料を御覧ください。

- ・ 需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業の概要（別紙1）

4 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、事業実施要領に定める経費で、事業の実施に直接必要な経費とします（別紙2）。

また、事業実施要領に定める経費であっても、証拠書類（請求書、領収書の写しなど）によって金額、内容等が確認できないものについては、補助対象となりません。

なお、実際に交付される補助金の金額については、補助対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。

申請補助金額については、千円単位で計上することとします。

5 申請できない経費

- (1) 事業実施に直接関連のない経費
- (2) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- (3) 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。）

6 申請書類の作成、提出期限等

公募対象事業への応募を希望する協議会は、申請書類を作成し、提出期限までに提出先に送付してください。

申請書類の作成・提出に当たっては、応募申請書（別紙3）及び事業実施計画書（別紙3別記）に定める事項に御留意願います。

（1）申請書類

ア 応募申請書（別紙3）、事業実施計画書（別紙3別記）

イ アに関する添付書類

ウ 申請書類チェックシート（別紙4）

（2）提出期限：令和6年2月19日（月）午後5時まで（必着）

（3）事業の内容、申請書類等の作成等に関する問い合わせ先

公募対象事業についての問い合わせは、問い合わせ先（別紙5）を御覧ください。

なお、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く午前10時から午後5時とします。

（4）申請書類の提出先

公募対象事業の申請書類のメール送信先は、別紙5の問合せ先アドレスとします。

また、件名を「需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を記載の上送付してください。

（5）提出に当たっての注意事項

（6）申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。

② 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。

③ 申請書類の提出は、原則として電子メールでの提出とします。

④ 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしません。

⑤ 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

7 事業計画書等の選定について

（1）審査方法

提出された事業計画等については、外部の有識者等で構成される選定審査委員会において、ポイント付けによる審査基準に基づき審査を行い、審査基準に基づくポイントの高い順に採択優先順位を定め、事業実施主体となり得る候補を選定するものとします。

（2）審査の観点

審査は、事業内容及び事業実施主体の適格性、事業の効果等の観点から行います。

なお、事業実施計画書等の提出から過去3年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当

該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施計画の審査においてその事実を考慮するものとします。

(3) 審査結果の通知等

審査結果は、選定審査委員会の審査結果報告等に基づき、補助金交付対象者として選定した者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金交付対象者とならなかった旨を、それぞれ事業実施要領に基づき書面により通知するものとします。審査の経過や審査結果に関するお問い合わせには、お答えできませんので、予め御了知ください。

8 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ① 事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」といいます。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- ② 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

(2) 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱及び事業実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

(3) 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- ① 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ② 取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

また、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

(4) 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを約していただきますので、その旨御了解していただいた上で御応募願います。

- ① 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

(5) 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

(6) 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業期間中における取組内容及び本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、事業実施主体による新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

(7) その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。